

賑わい創出店舗運営事業者選考委員会の選考結果

1 選考方法

一次書類選考通過者を対象に、二次審査（プレゼンテーションおよびヒアリング）を実施し、賑わい創出店舗運営事業者選考委員会において、事前に定めた審査基準により総合評価を行い、運営事業候補者を選定しました。

2 選考の経緯

- (1) 募集公告 令和7年7月18日（金）
- (2) 応募書類提出期限 令和7年8月8日（金）
- (3) 応募書類提出者 3者
- (4) 一次書類選考 令和7年8月14日（水）
- (5) 一次書類選考通過者 3者
- (6) 二次選考 令和7年8月22日（金）
 プレゼンテーション、ヒアリング、総合審査
- (7) 審査委員 5人（学識経験者、地元代表者、行政職員等）

3 選考結果

有限会社四ツ屋食堂（坂井市丸岡町本町2丁目36番地1）

事業者名	評価点
（配点）	／500
有限会社四ツ屋食堂	360
B社	276
株式会社イワタグループ	340

4 運営候補者の辞退および次点の繰り上げについて

選考結果により有限会社四ツ屋食堂を運営候補者として選定しましたが、令和7年9月3日付で有限会社四ツ屋食堂から候補者辞退の申し出がありました。

そこで、次点であり評価点が選定基準を満たしていた株式会社イワタグループと改めて協議を行った結果、株式会社イワタグループを運営候補者として選定することとしました。